JETRO
Japan External Trade Organization

JAPAN MALL

【JAPAN MALL事業連携事業】2026年度オフラインイベント事業（香港）

「香港におけるペット消費者向け販促・PRイベント」

出品者募集要項

募集締め切り：2026年11月4日（水）17:00（日本時間）

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

事業全体概要

日本のペット関連商品の香港における認知度向上および販売促進を目的として、オフライン（イベント出展）とオンライン（SNS等）を活用したプロモーションを実施します。

現在、香港では依然ペットショップ（実店舗）での購買が主流である一方、EC販売専業の事業者や、WhatsAppを活用した販売手法など、オンライン販売の動きも広がりつつあります。そのため、オフライン（イベント出展）によるプロモーションとオンライン施策を組み合わせて、オンライン販売されている日本商社の販促支援を行います。

＜オフライン・イベント概要＞
以下のイベントにジャパン・ブースを出展し、消費者向けにプロモーション・ECサイトへの誘導を行う。

【名称】 Hong Kong Pet Show 2027（詳細は次項）
https://www.exhibitiongroup.com.hk/exhibitions/petshow2027
【日程】 2027年2月18日（木）～2月21日（日）
【会場】 Hong Kong Convention and Exhibition Centre (HKCEC) Hall 1
【主催】 Exhibition Group Limited
【参加者】 香港の一般消費者

＜オンライン・プロモーション概要＞
オフライン・イベントの前後にオンラインによるプロモーションを行い、イベント効果を高めると共に相乗効果などを測定する。
※詳細は採択企業を対象にした事前説明会にてご説明予定。

【期間】 2027年2月上旬～ 2月下旬（想定）
【内容（案）】
- KoL等を活用したプロモーション
- クーポン発行等と連動した各種SNSでのプロモーション

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

オフライン・イベント内容①

【イベント概要】

- Hong Kong Pet Showは香港最大級の屋内総合ペット展示会。主な来場者は香港の一般消費者。ペット同伴可能な体験型エンターテインメントイベントで、ペットフード・ペット関連用品全般・ペットヘルスケア製品やサービス等、総合的なペット関連製品・サービスの展示販売が行われる。
- 2026年実績：出展者　アジアを中心とした世界各国から350社、約1,000ブース
 来場者　約28万人





【Japan Mall事業連携事業　ジャパン・ブース概要】

- 展示面積：72㎡
- 支援企業数：20社程度
- 対象：ペットフード、ペット用品
- 参加費：無料（出品物に係る輸送費用、出張旅費、展示装飾に係る追加備品等は各社自己負担）
- 目的：
 - オフラインでの日本ブランドの展示・紹介
 - オフラインでの商品体験提供やECサイトへの購入誘導
 - オフライン/オンライン販売による消費者ニーズの把握

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

オフライン・イベント内容②

- 出品形式：
 - 簡易な統一デザインによるエリア（ジャパン・ブース）内に、参加各社の商品や広報素材を展示。
 現時点では、ペットフード・ケア用品等のカテゴリーで島分け予定。
 - 各社の展示面積は出品者数等により調整（ジェトロの通常の展示会出展支援より、1社あたりのスペースは大幅に小さくなる想定）
 - 各社の展示スペースや配置は、展示物やPR内容に応じ、ジェトロが最終決定

【会場図（ご参考）】



暫定位置（案）
Hall 1D
Booth no. H56, H58, H62
(計72㎡)

参加企業への依頼事項

- **ご案内・申込み**：メーカー単位の募集となるため、商社や代理店においては各メーカーにご案内の上、メーカー単位でのご応募にご協力ください。
- **商品情報の提供**：ブランドや商品ごとのECサイトの情報共有をお願いします。
- **積極的なオンライン販売**：現地での即売を禁じるものではありませんが、オンライン販売を通して今後の継続的な販売につなげる意識での参加をお願いします。会場ではQRコード掲示等によりECサイトへ誘導し、その場でオンライン購入につなげる等をお願いします（当該販売に関する法令遵守、税務、決済、配送については各企業の責任において実施してください）。
- **現地販売における法令順守**：原則として、香港法人や香港パートナー企業（正規ディストリビューターやインポーター等）を通しての販売を推奨します。日本法人が現地での即売を行う場合は、ビザ手配や販売品の手続きが必要です。必ず事前に手続きをお願いします。
- **サンプル無償協力**：可能な範囲で結構ですので、ジャパン・ブース内で配付・展示等する商品のご提供ください（サンプルの輸送等は費用負担含め参加者の責任でお願いします）。なお、会場内でペットフードのサンプルを配付する場合は、会場への申請が必要です（詳細は参加確定後の該当企業に追ってご連絡します）。
- **割引価格等の設定**：香港ではクーポン配付が非常に有益な販促手段です。ご賛同いただける場合は、ジャパン・ブース内でクーポンとしてとりまとめ来場者に配布を検討しています。
- **人員配置**：来場者に対して商品の説明・紹介等を支障なく、円滑に行える方の配置をお願いします。また、代理店が現地参加やデータ提供などする場合は、メーカーから参加に係る承諾を受け、販売授権書（委任状）を得ていることの証明の提出をお願いする場合はあります。

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

お申込み・締切り

- お申込み方法：
 【STEP1】事業への申込み　https://www.jetro.go.jp/cust/resource/act/login_guide?actId=B0092591C

 【STEP2】Japan Street(JS)への申込み　※本事業採択後にご対応をお願いします。採択企業にはジェトロより改めてご連絡します。

- お申込み締切り：**2026年11月4日(水)17:00　※STEP１の申込みをもって申込み完了となります。**
 ※上限に達し次第締め切ります。また、募集要項に照らして出品が適当でない場合は出品いただけない場合がございます。

スケジュール（予定）

- 2026年11月半ば：ジェトロによる審査および審査結果通知
- 2026年12月中旬：説明会実施
- 2026年2月初旬：オンラインプロモーション開始
- 2026年2月18日～21日：オフラインイベント
- 2026年2月末：オンラインプロモーション終了

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

応募要件①

1. **応募者は日本法人、または日本法人の香港法人**であること。
2. 出品商品がペット関連であること。
3. **香港向けにオンライン販売中の商品を有すること**（自社ECブランドページ/香港パートナーが有するEC店舗/オンライン販売プラットフォーム等で販売していること）※2027年1月末日までにEC店舗を設立予定の場合も含む。
4. 香港で未流通の場合は、ジェトロがご紹介するEC事業者による取扱承諾が得られること。
5. 出品商品情報をJapan Streetに登録できること（出品商品はJS登録商品に限る。登録がない場合は、出品承諾を取り消す場合あり）。
6. 出品商品のメーカーは中堅・中小企業（P9参照）を優先し、**出品物の最終判断はジェトロが行うことに同意**いただくこと。
7. イベント開催期間中は、企業の担当者（日本本社、海外現地法人、または現地代理店に所属する者）が当該企業エリアに**常駐**できること（オンラインでの参加、ならびに一部時間のみの参加は不可。スタッフ派遣にかかる費用は各社負担）。
8. プロモーション期間（2月中を予定）に合わせて、必要に応じて**割引価格の設定やノベルティ、サンプルの提供**などができること。
9. プロモーション期間前および終了後に**販売データ等関連情報の提供**および**成果把握のためのアンケートに必ず回答**・提出すること（各期限内の回答必須）。

※質問内容には、満足度、販売金額、店舗や商品のPV、UUなどを含みます。
※本アンケートは事業の成果把握や今後の事業計画の策定等における基礎資料となりますので必ずご回答をお願いします。

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

応募要件②

10. オフライン・イベントにて即売を行う場合、**現地規制（ビザ関連含む）等を必ず守り、適切に対応**すること。
11. 参加商品は日本および展示会の開催地における商標権など他者の知的財産権を侵害するものではないこと。また冒認登録防止の観点から、出品物は原則として開催地で商標登録済み（もしくは出願済み）であることが望ましい。
12. 「輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項」に同意いただくこと。
13. 参加商品は日本および香港の法令に違反するものではないこと。また公序良俗に反するものではないこと。
14. 本事業に関する映像、画像、テキスト、音声および関連資料等の全部または一部に関する著作権は、ジェトロ及びその他の著作権者に帰属することに同意いただくこと。
15. 本プロジェクトの概要、進捗、成果およびコンテンツ等の対外公表を承諾し、これらに関し何等の人格権も行使しないことに同意いただくこと。

※出品条件を遵守いただけない場合、今後の出展および関連イベントへの申込みについて、不採択となる場合がありますのでご注意ください。

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

中堅・中小企業の定義

応募者（商品のメーカー）につき、以下のいずれかの定義を満たす中堅・中小企業の商品を優先し、ジェトロが最終的な出品判断を行います。中堅・中小企業とは、下記①または②の定義を満たす企業を指します。

①中小企業： 以下、「中小企業・小規模企業者の定義」参照（中小企業庁 https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html）。

業種分類	資本金の額又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

「資本金の額又は出資総額」「常時使用する従業員数」 いずれかを満たせば中小企業と定義される。 常時雇用する 従業員の数には、事業主、役員の人数、臨時の従業員を含まない。中小企業基本法（昭和 38 年 法律第154 号）第2条第1項第1号から第4号に規定する中小企業者。

②中堅企業:上記の中小企業以外のもののうち、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する者であって、 常時使用する従業員数が2,000人以下の会社。
※産業競争力強化法： e-Gov https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000098

ただし、 次に該当する者は大企業扱いとなる。
「常時使用する従業員の数が2,000人を超える法人（中小企業者を除く。）に直接又は間接に 100%の株式を保有される事業者」

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

留意事項

- 現地情勢等の諸般の事情に鑑み、ジェトロの判断により中止や延期となる場合があります。
- 政府の方針等により内容が変更される可能性があります。
- 提出頂いた情報は、本事業運営のために利用するとともに、ジェトロ内のデータベースに登録し、関連事業、ジェトロからの連絡のために利用します。また、本事業に関するプレスリリース、ジェトロホームページ等において、企業情報や出品商品の情報等を公開する場合があります。
- ジェトロ、その他の著作権者の書面または電磁的方法による承諾を得ずに、本事業に関する映像、画像、テキスト、音声および関連資料等のコンテンツの複製（録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限りません）、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、二次的利用等をしてはなりません。万一、これに違反した場合には、直ちにサービスの全部または一部の提供を中止します。
- 出品募集締め切り後であっても、現地規制の変更等によっては出品ができなくなることがあります。
- イベント会場全体の基本構成、出品位置等はジェトロが決定します。
- 出品する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
- 出品物は国内法令および現地法令に照らして適法に輸送いただくようお願いします。
- 現地への出品物の輸送、イベント会場内への搬出入は全て出品者の責任において実施してください。
- 本募集要項に定めのない事項が発生した場合、ジェトロがその対応を決定します。

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

免責条項

1. 商談相手またはジェトロより提供される情報については、ジェトロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本事業での提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が 生じたとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
2. 本事業にて万一、参加者や購入者（ECバイヤー、最終消費者等）が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。
3. ジェトロは、サンプル品の盗難や破損等、これらの管理に関する責任を一切負いません。
4. 販売される国・地域にすでに代理店等がある場合は、事前に了承を得るなど、必要な対応を行ってください。本事業実施において、代理店等との問題が生じた場合に、ジェトロはその責任を負いません。
5. 提示する条件に合わない場合や、お申込み頂いた内容が本事業の趣旨にそぐわないと考えられる場合は、内容を確認したうえで、採択決定後においても参加を取り消す場合がございます。
6. ジェトロは以下の各号に該当する場合、採択者の本事業への参加を取り消すことができます。この場合、採択者に生じた経費・損害等をジェトロは一切補填しないものとします。
 ① 採択者が本規約に定める参加要件（条件を含む）を満たさないことが判明した場合
 ② 採択者がJETROの指示、条件又はJETROとの合意事項に違反したとき
 ③ お客様のPC等の端末環境、インターネット回線およびアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき
 ④ お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき、またはその疑いが生じたとき
 ⑤ 採択者又はその役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体その他の反社会的勢力に該当すること、又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有していることが判明した場合（採択後に判明した場合を含みます）
 ⑥ 天災、火災、洪水、不可避的な事故、テロリズム、戦争（宣戦布告のあるなしを問わず）、出入国制限、法規制、内乱、暴動、政情不安、感染症、労働紛争その他の不可抗力事由により本事業の一部又は全部を中止せざるを得ない場合
 ⑦ 前各号に定める他、ジェトロが相当と判断したとき
7. 天災、現地の政情その他ジェトロの責任に帰する事のできない事由により本事業の一部又は全部を中止せざるを得ない場合は、ジェトロは申込み受領後であっても、本事業の一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、採択事業者が負担した旅費、輸送費等のキャンセル料、商品の返品、その他の経費・損害をジェトロが補填することはできません。

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.

お問合せ先

ジェトロ香港事務所　市場開拓部（担当：平井、ナオ、キャロル　※日本語対応可能）
Tel：+852 2526 4067　　Email: hkg@jetro.go.jp

ジェトロデジタルマーケティング部 プラットフォームビジネス課 JAPAN MALL事務局
Email: JAPANMALL@jetro.go.jp

(ご参考)その他ジェトロサービスのご案内

◆新規輸出1万者支援プログラム　※登録無料
輸出に対するあらゆる質問に対応、国内取引での輸出から海外バイヤーとの商談まで貴社のビジネスチャンスをサポートします。ジェトロでは新たに輸出に挑戦する企業に対し個別のカウンセリング通じて、適切な支援策を提案します。輸出経験のある企業も対象になります。
https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html

◆日本の食輸出1万者支援プログラム　※登録無料
日本の食（ペットフード含む）の輸出を目指す事業者の皆様、本プログラムに登録された事業者の方に、企業の輸出準備状況に応じた最適なご支援情報をご案内いたします。
https://www.jetro.go.jp/ag_ichiman-export.html

Copyright (C) 2026 JETRO. All rights reserved.